

別表第1（第3条、第5条関係）

| 住宅用地球温暖化対策設備 | 要件 | 補助対象経費 |
|--------------|---|--|
| 太陽光発電 | <p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助事業者が電力会社と余剰電力を受給する契約を締結していること。</p> <p>(3) 太陽光の発電による電力が、当該太陽光発電が設置される住宅において消費され、かつ、低圧配線と逆潮流ありで連系されていること。</p> <p>(4) 太陽電池の最大出力（当該施設を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計をいう。以下同じ。）が10kW未満であること。</p> <p>(5) HEMS及び蓄電池、V2H又は高性能外皮等を同時に設置するものであること。</p> | <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器（サービスブレーカー）、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用</p> |
| 燃料電池 | <p>(1) 未使用品であること。</p> <p>(2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる燃料電池であること。</p> | <p>燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池試運転に係る費用等）、配線、配線器具、配管及び配管器具の購入及び設置工事に関する費用</p> |
| H E M S | <p>(1) 未使用品であること。</p> | <p>データ集約機器、通信</p> |

| | | |
|--------|--|---|
| | (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる HEMS であること。 | 装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線及び配線器具の購入及び設置工事に関する費用 |
| 蓄電池 | (1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる蓄電池であること。 | リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）で構成される設備の購入及び設置工事に関する費用 |
| V2H | (1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる V2H であること。 | V2H 本体及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入及び設置工事に関する費用 |
| 高性能外皮等 | (1) 未使用品であること。 (2) 愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となる設備であること。 | (1) 高断熱外皮については、外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入及び設置工事に関する費用 (2) 空調設備については、冷暖房設備の熱源機及び室内機（エアコン）の購入及び設置工事に関する費用 (3) 給湯設備について |

は、給湯設備の熱源機及び貯湯タンクの購入及び設置工事に関する費用

(4) 換気設備については、換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置工事に関する費用

別表第2（第6条関係）

| 補助の区分 | 住宅用地球温暖化対策設備 | 補助金の額 |
|---|----------------------------|--|
| 単体補助 | 燃料電池 | 補助対象経費の額又は100,000円のいずれか低い額 |
| | H E M S | 補助対象経費の額又は10,000円のいずれか低い額 |
| | 蓄電池 | 補助対象経費の額又は100,000円のいずれか低い額 |
| | V 2 H | 補助対象経費の額又は50,000円のいずれか低い額 |
| 一体的導入補助（太陽光発電及びH E M S並びに蓄電池、V 2 H又は高性能外皮等を同時に設置する場合の補助の区分をいう。） | 太陽光発電 H E M S 蓄電池 | 太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力（単位はkWとし、小数点以下第2位未満を切り捨てた値（出力4kWを超える場合は、4kW）。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及び蓄電池の補助金の額を加えた額 |
| | 太陽光発電 H E M S V 2 H | 太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助の項に掲げるH E M S及びV 2 Hの補助金の額を加えた額 |
| | 太陽光発電 H E M S 高性能外皮等 | 太陽光発電に係る補助対象経費の額又は30,000円に太陽光発電を構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額のいずれか低い額に、単体補助 |

| | |
|--|--|
| | の項に掲げる H E M S の補助金の額及び 1 0 0 , 0 0 0 円又は高性能外皮等の設置に係る補助対象経費の額のいずれか低い額を加えた額 |
|--|--|

別表第3（第12条関係）

| 住宅用地球温暖化対策設備 | 添付書類 | 補助事業完了日 |
|--------------|---|--|
| 太陽光発電 | <p>(1) 電力会社の発行する発電設備の連系に関するお知らせの写し</p> <p>(2) 設置した住宅等の全景カラー写真、太陽電池モジュールの設置状態（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示すカラー写真並びにパワーコンディショナ（インバータ及び保護装置）の型式及び製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績書の写し並びに住宅以外の建物等に当該太陽電池モジュールを設置した場合は、その連系点のカラー写真</p> | <p>補助対象経費の支払が完了した日、電力の系統連系及び受給を開始した日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p> |
| 燃料電池 | <p>(1) 燃料電池本体のカラー写真並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真</p> <p>(2) 設備の保証書の写し（保証の開始日が確認</p> | <p>補助対象経費の支払が完了した日、設備の保証書に記載されている保証の開始日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p> |

| | |
|---------|--|
| | できるものに限る。以下同じ。) |
| H E M S | (1) H E M S 本体のカラー写真、本体に貼付されている型式が確認できるカラー写真及び端末モニター等が起動している状態が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し |
| 蓄電池 | (1) 蓄電池ユニットのカラー写真並びに蓄電池ユニットに貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し |
| V 2 H | (1) V 2 H 本体のカラー写真並びに本体に貼付されている型式及び製造番号が確認できるカラー写真 (2) 設備の保証書の写し |

| | | |
|---------------|---|--|
| <p>高性能外皮等</p> | <p>(1) 国のZEH支援事業の完了実績報告確認写真</p> <p>(2) 国のZEH支援事業の補助金額確定通知書の写し</p> <p>(3) 国のZEH支援事業の設置報告書の写し</p> <p>(4) 住宅の引渡証明書等の写し(引渡し日が確認できるものに限る。)</p> | <p>補助対象経費の支払が完了した日、国のZEH支援事業の補助金確定通知日、住宅の引渡し日又は住所を定めた日のいずれか遅い日</p> |
|---------------|---|--|